

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名		商工組合等の留保所得の特別控除	
税 目		法人税（租税特別措置法第 6 1 条、同法施行令第 3 7 条）	
要 望 の 内 容	<p>事業年度終了日における出資総額が 1 億円以下の事業協同組合等（設立後 10 年以内の組合（その設立が、法の規定により都道府県ごとに 1 個又は全国を通じて 1 個に限定されている法人を除く。））が、その所得の全部又は一部を留保した時は、期末利益積立金額（当該事業年度で留保した金額を含む）が出資総額の 1 / 4 に達するまで、その留保所得の 3 2 % を損金算入することができるとするもので、本制度の適用期限を 2 年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲500 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図るため、組合における出資総額に対する累積積立率を引き上げることにより、内部留保の充実と経営基盤の強化を図る。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性 中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、事業協同組合等（以下「組合」という。）が共同事業を円滑に実施するためには、内部留保の充実等を図ることによって経営基盤を強化する必要がある。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：35 建設市場の整備を推進する</p> <p>に包含</p>
		政 策 の 達成目標	<p>出資総額に対する累積積立率が 4 分の 1 を超える組合の割合を 7 5 %（設立後 1 0 年を経過した組合と同レベル）にするとともに、出資総額 1 億円以下の組合の自己資本比率及び流動比率を出資総額 1 億円超の組合並とする。</p>
	租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	2 年間	

出資総額 1 億円以下の組合の自己資本比率及び流動比率を出資総額 1 億円超の組合並とすることを目標とする。

【組合の自己資本比率と流動比率の推移】

	自己資本比率		流動比率	
	出資総額 1 億円以下	出資総額 1 億円超	出資総額 1 億円以下	出資総額 1 億円超
H17 年度	—	—	—	—
H18 年度	—	—	—	—
H19 年度	5.3%	11.8%	90.0%	121.4%
H20 年度	9.9%	42.6%	152.0%	170.8%
H21 年度	17.5%	43.2%	148.7%	168.9%

(出典：全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18 年度調査データなし)

同上の期間
中の達成
目標

政策目標の
達成状況

平成 22 年 6 月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、出資総額が 1 億円以下の組合について、出資総額に対する累積積立率が 4 分の 1 超に達している組合の割合は、平成 17 年度 57.1%、平成 18 年度 59.6%、平成 19 年度 63.6%、平成 20 年度 64.9%、平成 21 年度 64.2%と推移している。

現下の厳しい経済情勢の影響から、組合員及び取引企業の不振・廃業等により内部留保の充実を図ることが困難な状況になっているが、本制度は、設立当初期の財政地盤の弱い組合に対して内部留保の充実を加速させるものであり、一定の効果をあげていると考えられる。

【出資総額に対する累積積立率 4 分の 1 を超える組合の割合の推移】

	累積積立率 1/4 超の組合の割合	設立 10 年以内の 組合に限った場合	設立 10 年超の組 合に限った場合
H17 年度	57.1%	37.3%	64.2%
H18 年度	59.6%	36.2%	64.0%
H19 年度	63.6%	44.4%	73.6%
H20 年度	64.9%	45.7%	74.8%
H21 年度	64.2%	46.7%	75.2%

(出典：全国中小企業団体中央会調査推計)

要望の
措置の
適用見込み

○適用組合数
831 組合

有
効
性

要望の措置
の効果見込
み(手段とし
ての有効性)

平成 21 年度において積立金額が出資総額の 4 分の 1 に満たない組合が全体の約 35% にのぼる点を踏まえると、本税制は、組合支援ひいては小規模零細企業者支援の観点から、引き続き措置が必要である。

また、内部留保が出資総額の 4 分の 1 に満たない組合の設立年数別分布を見てみると、設立後 10 年以内の組合が 52.5% あり、加えてここ数年、新規に設立される組合数は 600 件程度で推移しており、設立時の自己資本(出資総額)は少額なものが多いことから、これらの設立後間もない経営基盤の強化のためのインセンティブ付与が必要である。

組合が内部留保を充実させることにより、組合員の教育・訓練に資する研修を行うことや、組合資産となる会館、倉庫等の共同施設の建設が可能となる。

相
当
性

当該要望項
目以外の税
制上の支援
措 置

【国税】

- 法人税率の軽減(法人税法第 66 条、同法第 99 条)
- 加入金の益金不算入(法人税法第 22 条、同法第 2 条)
- 事業利用分量配当の損金算入(法人税法第 60 条の 2)
- 貸倒引当金の特例制度(租特法第 57 条の 10、第 68 条の 59) 等

【地方税】

- 事業税の軽減税率の適用(地方税法第 72 条の 12)
- 事務所及び倉庫の固定資産税の非課税(地方税法第 348 条) 等

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。 なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の22%の軽減税率が適用されているほか、貸倒引当金の特例、留保所得の特別控除等各般の税制上の支援措置が講じられている。</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>法人税率の22%の軽減税率は、以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1) 組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2) 組合は、具体的には、共同購入、資金の貸付け、共同販売、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、これらの共同経済事業は、営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の16%増しとすることが認められている。</p> <p>留保所得の特別控除は、出資総額1億円以下の財務基盤が脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るため、剰余金の32%を損金算入することが認められている。</p> <p>以上の3つの支援措置は、いずれも内部留保の充実に関わるものではあるが、</p> <p>(1) 軽減税率により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、</p> <p>(2) 貸倒引当金の特例により、組合が行う事業のリスクに対応した形での引当の上積を認めるものであり、その結果、中小企業全般の連鎖倒産を防止する効果をもたらし、組合が実施する共同事業の継続性と組合員の利益の保護を図り、</p> <p>(3) 特に財務基盤の弱い組合に対しては、留保所得の特別控除により内部留保の充実を加速させる</p> <p>こととしており、それぞれ、内部留保の充実を図ることの対象又は目的が異なり、これらの3つの特例措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入（法人税法22条）、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入（法人税法60条の2）等があるが、これらの措置はいずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>組合が内部留保を充実し経営基盤の強化を図ることは、組合の活性化・健全な発展だけでなく、300万中小企業及び取引先である債権者等の利益の保護を図る観点からも重要。未だ多くの組合では内部留保が十分でなく、経営基盤が脆弱な状況にあることから、引き続き本税制措置の継続が必要である。</p> <p>また、積立て限度額や、損金算入の額についても設立後早い段階で内部留保の強化を図るため、本税制措置は極めて有効である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○適用件数（サンプル調査による推計） 平成19年度 2014組合 平成20年度 1710組合 平成21年度 831組合</p> <p>○適用実績（サンプル調査による推計） 平成19年度 138百万円 平成20年度 408百万円 平成21年度 213百万円</p>

なお、業種別の過去5年度の利用状況は以下のとおりであり、特段の偏りはない。

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
製造業	20.6%	20.5%	24.5%	29.3%	25.1%
建設業	17.6%	17.9%	18.7%	21.0%	19.6%
運輸業	11.8%	10.3%	2.8%	3.0%	3.6%
卸小売業	23.5%	23.0%	5.0%	16.5%	21.4%
サービス業	20.6%	20.5%	17.9%	16.2%	17.7%

(出典：全国中小企業団体中央会調査推計)

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

組合を核として新連携、地域資源活用、農商工連携等の異分野への新たな事業創出や後継者育成、産業集積地の技能継承を支援、各種国等の施策を提供するなど地域の基盤と言ってもよい存在である。組合の内部留保の充実と経営基盤の強化を図ることで、組合が安定的な運営ができるようになるため、組合員企業ひいては地域・業界が発展し、地域経済の貢献につながる。

また、組合が組合員のための各種事業を安定的かつ円滑に実施できるよう組合の内部蓄積を高めることは、取引先や金融機関等極めて多くの関係者に対する信用力を保持することとなり、地域経済の安定化に資する。

留保所得の特別控除を利用して内部留保(出資総額の4分の1(25%))が達成された組合は、25%未満の設立後10年以内の組合に比して流動比率、自己資本比率及び借入金比率のいずれの指標も優れ、財務体質が安定しており、本税制措置が寄与しているものと考えられる。

【出資総額1億円以下の組合の流動比率等の推移】

	自己資本比率	流動比率	借入金比率
25%未満(設立後10年以内)	16.7%	143.2%	38.9%
25%以上	17.8%	149.7%	29.1%
平均	17.5%	148.7%	30.4%

(出典：全国中小企業団体中央会調査推計)

前回要望時の達成目標

○組合の資本充実による経営基盤の強化を図ることにより、組合が行う経済事業活動の活発化を図ること。

○中小企業者の連携を通じて、創業、新事業創出、経営革新等の促進を図ること。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

現下の厳しい経済情勢の影響から、組合員及び取引企業の不振・廃業等により内部留保の充実を図ることが困難な状況になっているが、本制度は、設立当初期の財政地盤の弱い組合に対して内部留保の充実を加速させるものであり、一定の効果을あげていると考えられる。

本税制措置の活用により組合の内部留保は確実に上昇しているものの、設立10年以下の組合(商工組合を除く)で出資総額の4分の1以上を積み立てている組合の比率は50%を切っており、引き続き本制度が必要である。設立間もない組合を対象とした制度として理解され、内部留保の充実を図る組合の増加が加速化するか等、数年の経過を見て判断する必要がある。

【出資総額に対する累積積立率4分の1を超える組合の割合の推移】

	累積積立率1/4超の組合の割合	設立10年以内の組合に限った場合	設立10年超の組合に限った場合
H17年度	57.1%	37.3%	64.2%
H18年度	59.6%	36.2%	64.0%
H19年度	63.6%	44.4%	73.6%
H20年度	64.9%	45.7%	74.8%
H21年度	64.2%	46.7%	75.2%

(出典：全国中小企業団体中央会調査推計)

これまでの
要望経緯

税制改正年度	出資総額1億円以下の組合	出資総額金1億円超の組合		
		積立金額2,500万円超の場合	積立金額1億円超の場合	積立金額2億円超の場合
39	毎事業年度の留保所得について控除率1/2により損金算入			
51	—	1/3	—	—
52	—	—	1/4	—
54	—	—	—	1/5
55	40/100	27/100	20/100	16/100
58	36/100	24/100	18/100	14/100
62	34/100	—	—	—
元	—	23/100	17/100	13/100
3	32/100	—	—	—
4	—	22/100	16/100	12/100
7	—	21/100	15/100	11/100
9	—	出資金1億円超の組合については、設立後5年以内の事業年度に限り適用。		
11	—	20/100	14/100	10/100
16	—	廃止		
17	2年延長	—		
19	2年延長	—		
21	2年延長 設立後10年以内の事業年度に限り適用（商工組合、同連合会を除く）	—		